

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-1
許認可等の種類	土地掘削許可			
根拠法令条例等・条項	温泉法第3条第1項			
許認可等の概要	温泉ゆう出目的の土地掘削の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>温泉法第4条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があったときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</li> <li>2 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</li> <li>3 前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>4 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>5 申請者が第9条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</li> <li>6 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</li> </ol>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	長野県環境審議会温泉審査部会開催日から30日			
期間の制定根拠	—			